

新型コロナウイルス感染症等に係る 中小事業者等の 固定資産税・都市計画税の軽減措置について（お知らせ）

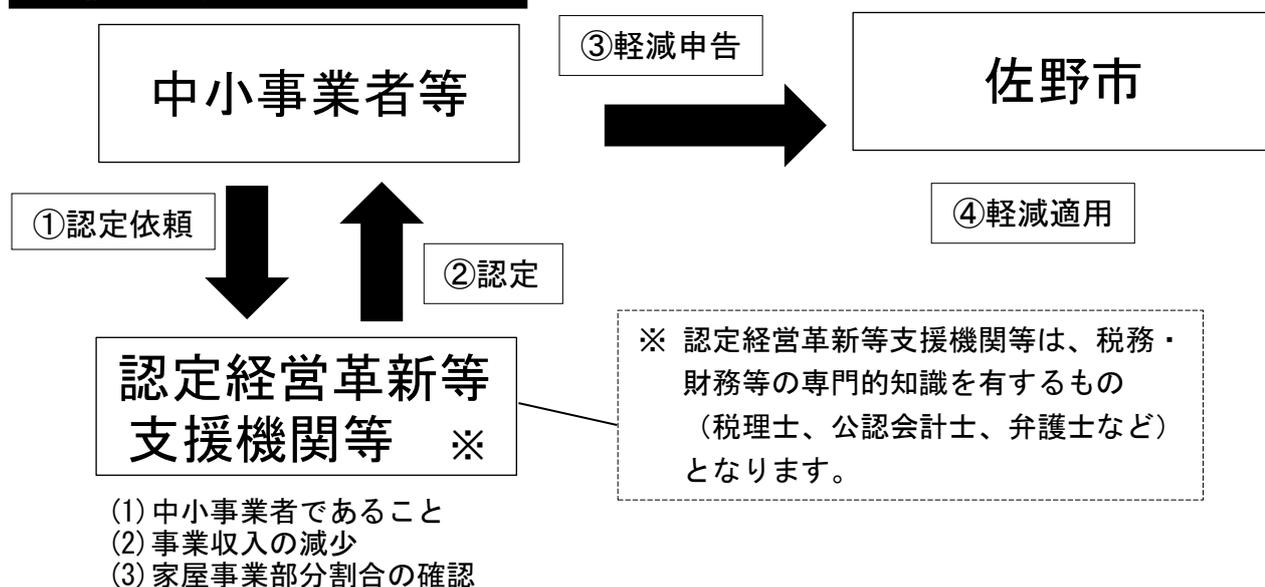
厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減が図られます。

内 容

以下の要件を満たす中小事業者等を対象とし、固定資産税・都市計画税の軽減が適用されます。

- 1 対象資産
償却資産及び事業用家屋
※ 事業以外で利用される家屋は該当しません
- 2 軽減内容
令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年同期比で
 - (1) 30%～50%未満減少している場合・・・2分の1軽減
 - (2) 50%以上減少している場合・・・全額軽減（税金がゼロとなる）

手続きの流れ（イメージ）



認定申請・軽減申告の方法

所定の申請書を、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて佐野市に提出

※申請の具体的な方法等は、12月をめぐりに佐野市ホームページ等によりお知らせを予定しております。また、申請受付はまだ開始していませんので、申請に関するお問合せ等は少々お待ちください。

※詳しくは、中小企業庁ホームページをご確認ください

(参考) 令和3年度 固定資産税・都市計画税 軽減対象チェックリスト

※ 令和3年度 固定資産税・都市計画税の軽減を受けるためには、以下の項目すべてに該当することが必要となります。

資格要件

- 資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下である
- 大規模企業の子会社でない（発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※1）の所有に属していない）
- （資本もしくは出資を有しない法人または租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合）常時使用する従業員の数が1,000人以下である
- 「性風俗関連特殊営業（※2）」を営んでいない

（※1） 租税特別措置法施行令 第27条の4第12項の規定による。

（※2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第5項の規定による。

対象資産

- 償却資産または事業用家屋を有している
 - 事業用家屋が併用住宅の場合、事業に使用する部分がどこにあるかが資料等で提示できる

事業収入割合の減少

- すべての事業分を合算した事業収入割合の減少が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものである
- 平成31年2月から10月の事業収入が存在する
- 事業収入割合の減少が、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月において前年同期比で30%以上である
- 事業収入割合の減少を示す会計帳簿が整っている

※詳しくは、中小企業庁ホームページをご確認ください